

荒川区子ども・若者総合計画とは

1 こども大綱について

令和5年12月、国は、これまで別々に作成・推進してきた少子社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子どもの貧困対策に関する大綱を1つに束ね、全ての子どもが権利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、社会全体で後押しすることを目的とする方針を定めた、こども大綱を策定しました。

2 荒川区子ども・若者総合計画について

こども大綱で定めている6つの基本的な方針を踏まえて、本計画の方向性を決めました。

(1) こども大綱における6つの基本的な方針

- ①子ども・若者の最善の利益を図るための人格・個性の尊重と権利の保障
- ②子どもや若者、子育て当事者の視点の尊重と意見表明しやすい環境の整備
- ③子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援
- ④全てのこども・若者が幸せな状態で成長できる環境の整備
- ⑤若い世代の将来にわたる生活の基盤の確保と将来に希望を持って生きられる社会づくり
- ⑥国や地方公共団体、地域が連携した支援

(2) 本計画の方向性

- ①子ども・若者の最善の利益を図るための子どもや若者の権利の尊重
- ②妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の拡充
- ③特別な配慮を必要とする子どもやその家族への支援の拡充
- ④若者の社会参画・復帰の支援

3 包含する計画について

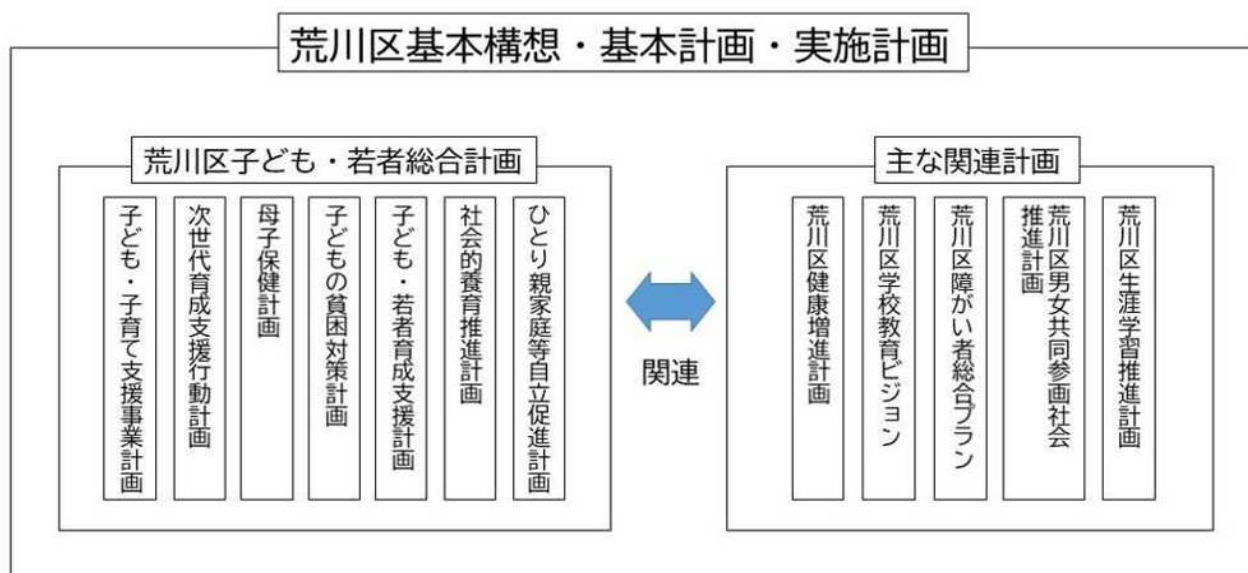
荒川区子ども・若者総合計画は、子ども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子どもに関する以下の計画を包含する総合的な計画とします。

	計画	根拠法等
1	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
2	次世代育成行動計画	次世代育成支援対策推進法
3	母子保健計画	厚生労働省通知「健やか親子21」
4	子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律
5	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法
6	社会的養育推進計画	児童福祉法
7	ひとり親家庭等自立促進支援計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法

(裏面に続く)

4 他の計画との関連について

「荒川区基本構想」のほか、「荒川区基本計画」、「荒川区実施計画」を本計画の上位計画として調和を保った計画とし、さらに、荒川区の健康づくり施策の指針である「荒川区健康増進計画」や本区における教育振興基本計画として位置付けられている「荒川区学校教育ビジョン」等、関連する計画とも整合性ある計画として策定します。



5 荒川区子ども・若者総合計画における基本理念

上記を踏まえ、基本理念を以下のとおりとします。

すべての子ども・若者が将来にわたって夢や希望にあふれる
社会を目指し、自分らしくいきいきと暮らせるまち あらかわ

荒川区子ども・若者総合計画

資料5-2

【現行(第2期荒川区子ども・子育て支援計画)】

基本目標	施策
1 妊娠期からの切れ目ない支援強化による養育環境の整備と生涯を通じた健康づくり	(1)妊娠・出産期の支援の充実 (2)子育て力発揮のための支援
2 虐待の予防と子どもの権利擁護	(1)児童相談体制の充実による虐待防止 (2)子どもの権利擁護・意識の醸成
3 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上	(1)幼児教育・保育の充実と質の向上 (2)在宅育児家庭に対する支援の充実
4 子どもの生きる力と活動の支援	(1)放課後児童に対する支援 (2)成長と活動の場と機会の充実 (3)多様性を認め合う社会で生きる力を醸成
5 支援が必要な子ども・家庭への支援	(1)子どもの貧困対策の推進 (2)社会的養護体制の充実 (3)ひとり親家庭の自立支援の推進 (4)特別な支援を必要とする子どもと若者への支援
6 困難を抱える若者とその家族への支援	(1)中途退学・若者無業者・ひきこもり対策 (2)子どもの非行・犯罪防止 (3)若者の自殺予防
7 社会の一員として地域に貢献できる環境づくり	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進 (2)子どもの社会への参加・参画の機会の充実



【荒川区子ども・若者総合計画】

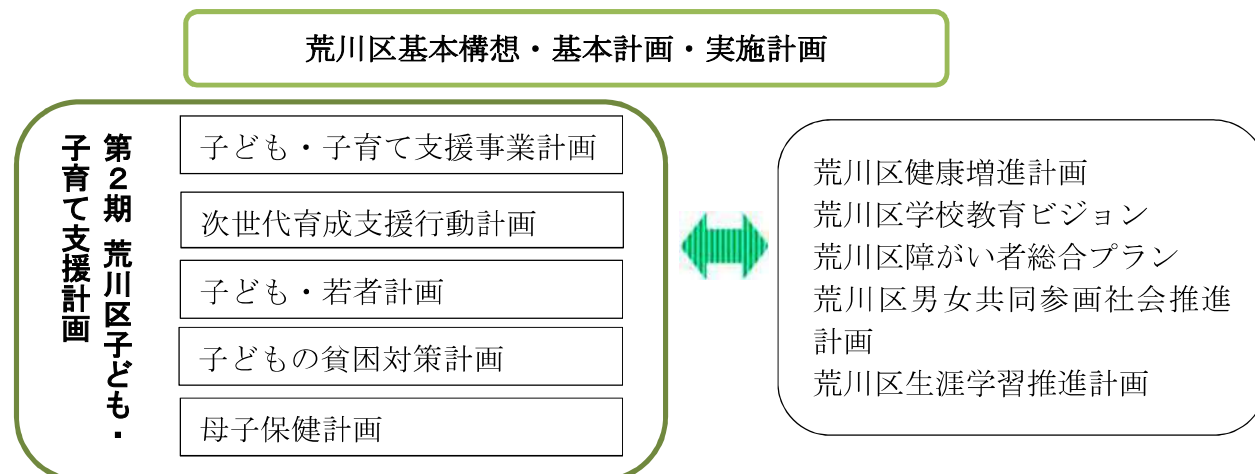
基本目標	政策 (施策の方向性)	施策
1	子どもの権利を守り、子どもの健やかな成長を支援します	(1)子どもの生きる力と活動の支援 ①成長できる場所や機会の充実 ②多様性を認め合う社会で生きる力を醸成 (2)子どもの権利擁護と意見の尊重 ①子どもの権利擁護・意識の醸成 ②子どもの社会への参加・参画の機会の充実 ③子どもや若者の意見反映 (3)子どもの権利侵害の相談、支援 ①子どもの権利侵害の相談、支援
2	切れ目ない支援と子育てしやすい環境づくりを推進します	(1)妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援 ①妊娠期から子育て期の支援の充実 ②子育て力を養うための支援 (2)子育て家庭を支える環境の整備と質の向上 ①幼児教育・保育の充実と質の向上 ②子育て家庭に対する支援の充実 ③子育てしやすい街づくりの推進
3	支援が必要な子どもと家庭を支援します	(1)課題や困難を抱える子どもと家庭への支援 ①課題や困難を抱える子どもとその家庭への支援 ②特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への支援 ③ひとり親家庭の自立支援の推進 (2)社会的養護体制の充実 ①社会的養護体制の充実
4	若者の社会参画・復帰を支援します	(1)すべての若者が地域社会で活躍できる支援 ①若者の社会への参加・参画の機会の充実 ②若者の居場所の充実 (2)若者の課題解決に向けた支援 ①課題や困難を抱える若者への支援 ②特別な配慮を必要とする若者への支援

第1章 荒川区子ども・子育て支援計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景（P. 2）

- 区では、平成27年度から子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、健やか親子21に基づく「母子保健計画」を一体とした「荒川区子ども・子育て支援計画」を策定し、ライフステージを軸に切れ目ない支援を構築していくために、基本理念と4つの基本目標を設定し、施策の展開を図ってきました。
- 出産・子育てへの不安や孤立感を持つ保護者の増加や児童虐待、待機児童の発生、子どもの貧困など、子どもや子育てをめぐる環境は厳しさを増しており、継続的な支援や各機関が連携した対応の必要性が高まっています。また、中途退学、若者無業者（ニート）やひきこもりなど、本人や家族だけでは解決できない困難を抱える若者への支援も求められています。
- そのため、区では、第1期計画に包含していた3つの計画に加え、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を含んだ総合的な計画として、妊娠から出産、子育て、子どもの成長を通じて切れ目のない支援を行い、子どもの権利を守ることを基本として、子どもと子育て家庭に対する支援、子ども・若者の健全育成、児童虐待の未然防止と児童相談所の設置運営、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援、母子保健、困難を抱える若者の支援などを一体的に盛り込んだ「第2期荒川区子ども・子育て支援計画」を策定します。

第2節 計画の位置付け（P. 4）



第3節 計画期間（P. 5）

令和2年度から6年度までの5年間とします。



第4節 計画の策定体制等（P. 5）

関係部署で構成する「荒川区子ども・子育て支援計画検討委員会」を設置し、検討しました。

第2章 荒川区における子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 人口の推移等（P.6～）

待機児童数

<地域別>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
南千住	6	24	41	6	8
荒川	6	14	30	8	8
町屋	7	18	25	14	8
尾久	18	41	43	37	10
日暮里	11	67	42	15	11
計	48	164	181	80	45

各年度 4月1日現在

<年齢別>

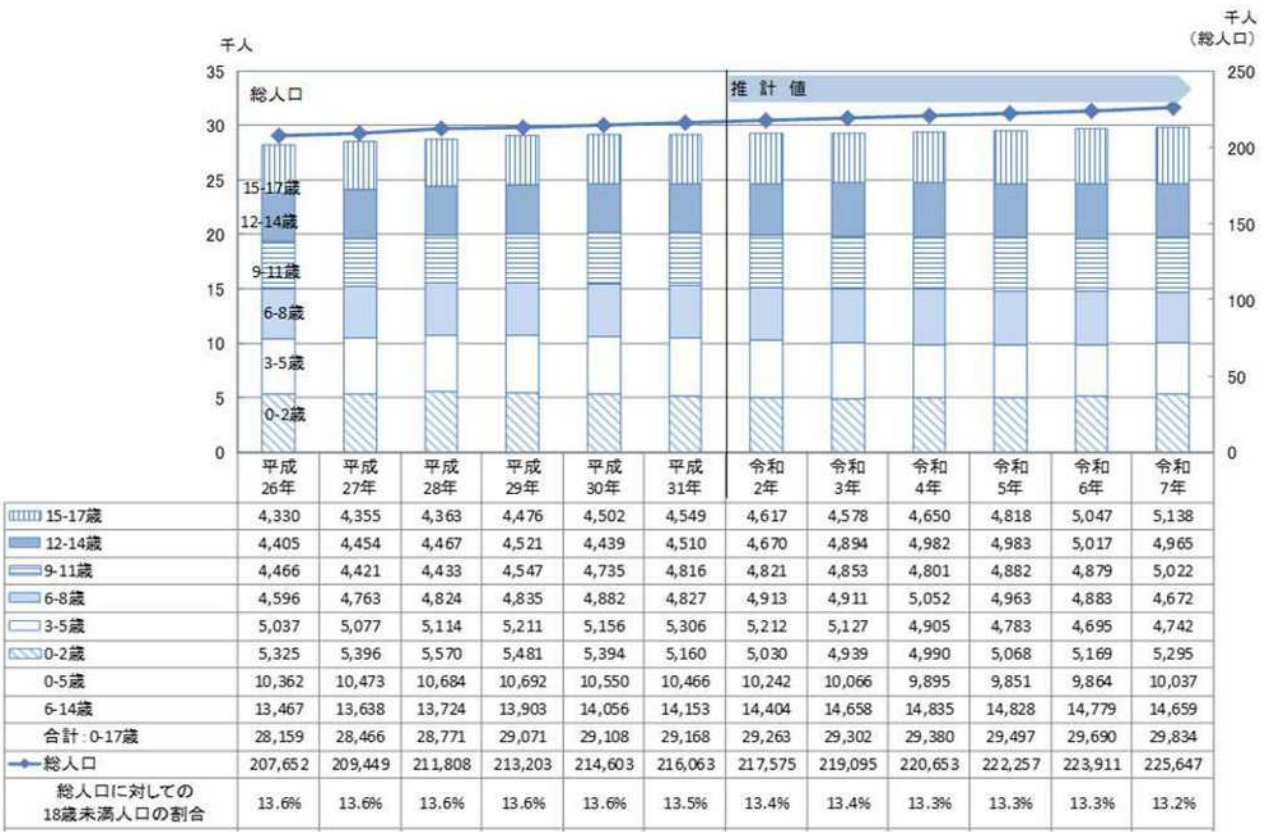
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0歳	1	54	35	12	0
1歳	47	89	94	49	45
2歳	0	21	48	19	0
3歳	0	0	4	0	0
4-5歳	0	0	0	0	0
計	48	164	181	80	45

各年度 4月1日現在

第2節 人口推計（P.28～）

18歳未満人口推計

○住民基本台帳人口を基準に令和2年以降の18歳未満人口を推計した結果、今後も18歳未満人口は増加し、令和7年には29,834人まで増加することが予測されます。



第3節 ニーズ調査結果（P.35～）

○区の教育・保育サービスや子育て支援事業に関するアンケート調査を実施しました。

○未就学児 2,100人 回答数 1,313人 回収率 62.5%

○就学児 1,900人 回答数 1,246人 回収率 65.6%

第3章 第1期荒川区子ども・子育て支援計画の評価と今後の方向性

第1節 第1期計画の取り組みと評価（P. 65~）

第2節 第2期計画の推進に向けて（P. 83）

第2期荒川区子ども・子育て支援計画の方向性

- 待機児童の解消に引き続き努めるとともに様々な保育ニーズへの対応を図るため、保育施設が在宅育児家庭を含むすべての子育て世代が悩みや不安を気軽に相談することができる地域の子育て拠点として機能するよう整備を図っていきます。
- 区では、これまでの取組の上に、子どもと家庭の状況を見極める専門的な視点と予防的対応の充実を図り、児童相談所の設置と子どもに関わる各種事業、各種機関の連携強化を車の両輪として進める「新しい児童相談体制」を構築することとしています。
- 令和2年4月の荒川区子ども家庭総合センター（区児童相談所）の設置とともに、児童虐待の予防と子どもの権利擁護に重点的に取り組むため、第2期計画では新たに目標を設定し、関連事業の体系的な推進に取り組んでいきます。
また、家庭養育の推進や児童養護施設の誘致など社会的養護体制の充実を図っていきます。
- 子どもの貧困対策について、区では国に先駆けて、リスクを持った世帯のシグナルを早期に発見し、支援に繋げるよう地域と一緒に子どもの居場所事業などに取り組んできました。改正子どもの貧困対策推進法を踏まえ、第2期計画に「子どもの貧困対策計画」を包含し、子どもの生活及びその取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に子どもの貧困対策に取り組んでいきます。
- 発達障がいや発達に課題がある子どもへの支援については、ゆりかごプランや1歳6か月健診、3歳児健診を活用し、早期発見するとともに、関係各課や保育園・幼稚園・小学校等で情報共有・連携し、ライフステージに応じた支援を継続していく具体的な方策を検討していきます。
- 児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子ども・若者をめぐる環境の悪化やニートやひきこもり、不登校、発達障がいなど子ども・若者の抱える問題が深刻化しています。第2期計画においては、子ども・若者育成支援の取組を盛り込み、「子ども・若者計画」を包含した計画とし、18歳以上の若者も対象として施策を推進していきます。

第4章 第2期荒川区子ども・子育て支援計画

第1節 基本理念（P. 84）

未来の主役である子ども・若者が、心身ともに健やかに成長し、自立することを応援するための計画です。第2期計画においては、引き続き第1期計画の基本理念に掲げるものとします。

**みんなで支え合い 未来への夢と希望に満ちあふれた
子どもたちの笑顔でいっぱいのまち あらかわ**

第2節 計画策定にあたっての基本目標（P. 85~）

（1）計画策定にあたっての基本目標

計画の策定にあたり、第2章で示した現状及び第3章の第1期計画の評価と今後の方向性を踏まえ、第2期計画においては、区児童相談所を設置し、総合的な児童相談行政を区が担い、地域全体で切れ目ない一貫した相談・支援を行うことから、7つの基本目標を設定し、施策の展開を図っていきます。

基本目標 1 妊娠期からの切れ目ない支援強化による養育環境の整備と生涯を通した健康づくり

- 子育て世代包括支援センター機能整備により、妊産婦や子育て家庭に寄り添った切れ目ない支援を行う仕組みを強化し、養育環境を整えます。
- 妊娠期を、生涯を通した健康づくりの起点と捉え、子育て家庭全体の健康づくりを進めます。

基本目標 2 児童虐待の予防と子どもの権利擁護

- 妊娠、出産、子育てにかかる父母の不安感や負担感が増している中で、そのような育児不安を抱え込むことは、虐待のリスクを高めることにもつながります。
- 妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら切れ目なく支える仕組みを身近な場から充実します。

基本目標 3 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

- 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、親子の愛着形成や、子どもの発育・発達を促すための支援を行います。

基本目標 4 子どもの生きる力と活動の支援

- 地域の中で、子どもが安心して過ごすことができる場所や、本来もっている力を存分に発揮し活躍できる場と機会を拡充するとともに、地域での活動に参加することを通じて、多世代と交流する機会を充実します。
- 地域社会の担い手の一員としての活動や多世代交流の体験を通じて、社会性、主体性、協調性などの生きる力を育むことを地域とともに支えます。
- 子どもの頃から地域で活動することや、地域との関わりをもつことで、地域に対する愛着を培い、地域社会で若者、大人、親へと成長し、地域の子どもの活動を支える立場として関わりを継続・循環していくことができる環境を整えます。

基本目標 5 支援が必要な子ども・家庭への支援

- 支援を必要とする子どもたちが地域社会で健やかに成長するには、子どものライフステージにあわせて、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが不可欠です。
- 子育て家庭が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

基本目標 6 困難を抱える若者とその家族への支援

- すべての子ども・若者は、年齢を重ねるごとに様々な課題を克服しながら成長していきます。しかし、個々の子ども・若者を取り巻く生活環境は異なり、それぞれの成長段階で本人やその家族だけでは解決できない困難な状況もあります。すべての子ども・若者が抱える抱えやすい困難を解決・低減することで、健やかに成長し、社会的自立をし、早期に社会の一員として活躍できるよう、様々な機関と連携を図ります。

基本目標 7 社会の一員として地域に貢献できる環境づくり

- 子育てしやすい社会を実現するためには、働き方の見直しによる仕事と生活の調和が不可欠です。子育て家庭、事業主、労働者、地域住民への働きかけを行い、すべての人がワーク・ライフ・バランスを享受することにより、多様な生き方を実現できる環境づくりを推進します。

第 3 節 計画の体系図（P. 87~）

第 4 節 荒川区子ども・子育て支援計画事業（P. 92~）

第5節 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策（P. 159～）

1 幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援拠点事業等の提供区域

- 幼児期の学校教育及び地域子ども・子育て支援事業のための区域は、広域利用等による提供体制を確保するため、1区域とします
- 保育及び地域子育て支援拠点事業のための区域は、身近な地域で利用できる提供体制を確保していくため、南千住、荒川、町屋、尾久、日暮里の5区域とします。



2 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 令和2年度から6年度までにおける、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（学童クラブ等）について、子ども・子育て支援法に基づく量の見込み、提供体制の確保内容（確保量）及びその実施の時期を設定します。

① 幼児期の学校教育

（人）

実施時期 （年度）		1年目 （令和2年度）	2年目 （令和3年度）	3年目 （令和4年度）	4年目 （令和5年度）	5年目 （令和6年度）
数 ①必要 利用定員 総 （量 の見 込み）	1号認定	1, 7 8 2	1, 7 5 3	1, 6 7 9	1, 6 3 6	1, 6 0 6
	2号認定	2 8 3	2 7 8	2 6 5	2 5 9	2 5 5
	合計	2, 0 6 5	2, 0 3 1	1, 9 4 4	1, 8 9 5	1, 8 6 1
	うち他の 市区町村の児童	1 3 7	1 3 7	1 3 7	1 3 7	1 3 7
②確保 量	1号認定	9 7 9	9 7 9	1, 0 9 9	1, 0 3 9	1, 0 3 9
	2号認定					
	施設型給付を 受けない幼稚園	1, 0 4 0	9 8 0	8 0 0	8 0 0	8 0 0
	他の市区町村	4 8 6	5 2 0	5 1 3	5 3 6	5 1 0
	合計	2, 5 0 5	2, 4 7 9	2, 4 1 2	2, 3 7 5	2, 3 4 9
②－①		4 4 0	4 4 8	4 6 8	4 8 0	4 8 8

- 幼児期は、義務教育及びその後の教育の基礎を創る大切な時期であるため、遊びのなかでの興味や関心に沿った活動からそれらを活かした学びへ、さらには、学童期における教科等を中心とした学習への流れを意識して、教育内容や方法を充実させていきます。
- 区立幼稚園等は、預かり教育や幼小連携の事業のモデル実施を行うなど、区立幼稚園等のあり方を検討しながら運営を行っていきます。
- 私立幼稚園に対しては、引き続き教育環境の整備や事業の実施のための支援を継続していきます。

② 保育

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
①必要 利用定員 総数 (量の 見込み)	2号認定	3, 048	2, 998	2, 869	2, 797	2, 745
	3号認定 (0歳児)	382	387	393	401	411
	3号認定 (1・2歳児)	1, 836	1, 776	1, 790	1, 814	1, 845
	計	5, 266	5, 161	5, 052	5, 012	5, 001
②確保 量	2号認定	3, 403	3, 463	3, 523	3, 523	3, 523
	3号認定 (0歳児)	540	546	546	546	546
	3号認定 (1・2歳児)	2, 164	2, 200	2, 200	2, 229	2, 229
	計	6, 107	6, 209	6, 269	6, 298	6, 301
②-①	2号認定	355	465	654	726	778
	3号認定 (0歳児)	158	159	153	145	135
	3号認定 (1・2歳児)	328	424	410	415	384
	計	841	1, 048	1, 217	1, 286	1, 297

○これまでの保育園整備により、当面は保育需要を満たすと想定しますが、引き続き、地域別・年齢別のニーズを適宜把握し、不足が生じる地域には認可保育園の新設等の対応を図っていきます。

○また、区における保育に関する現況と課題を踏まえ、保育施設が質の高い保育サービスの提供に向けて役割を果たしていくためには、全ての保育施設が協力・連携していく必要があります。そのために、これまでの連携体制に加え、拠点園を中心としたエリア単位で連携していく体制を構築し、連携強化、保育の質の向上、地域の子育て拠点としての支援等の取組を実施していきます。

③ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

(人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
①量の見込み	1, 657	1, 705	1, 764	1, 810	1, 832
②確保量	1, 695	1, 795	1, 835	1, 835	1, 835
②-①	38	90	71	25	3

○学齢児童数の増加等により、平成27年度以降、利用者数の増加が続いており、学童クラブを新設するなど供給体制の確保に取り組んでいます。今後も学童クラブの需要が増加傾向にある地域においては、引き続き供給体制の確保に努めていきます。